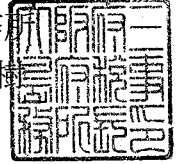


税三島 第1504号

平成30年8月31日

大阪府職員労働組合府税支部
三島分会 分会長 兎内 勝 様

大阪府三島府税事務所
所 長 喜多 茂樹



回 答 書

2018年8月15日付の要求書について、別添のとおり回答します。

平成30年度 大阪府職員労働組合府税支部三島分会の要求及び回答について

	要求事項	回答
1	<p>分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。 所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。</p>	<p>良き労使関係については、尊重してまいりたい。 また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。 なお、所属する労働組合による不平等な取扱いや労働組合に対する不当な介入・干渉は行っておりません。</p>
2	<p>大阪府当局が過去に行った不当な賃金抑制を改め、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>給与・一時金制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
3	<p>府税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>給与制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
4	<p>労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>新人事評価制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
5	<p>非常勤職員の雇用の継続や給料・労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>非常勤職員の雇用・待遇制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
6	<p>時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とするよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>勤務時間については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
7	<p>「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。</p>	<p>副主査選考及び職員の賃金体系については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
8	<p>「税込確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税込確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。 超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講ずること。</p>	<p>税込確保対策等による労働強化・管理強化は行っていない。 また、税込確保重点月間等を理由とした時間外勤務の強要は行っていない。 時間外勤務については、その必要性の精査とともに、事前命令、事前承認の徹底等により、鋭意、縮減に努める。</p>
9	<p>先般の大阪府北部地震、豪雨における参集実態の教訓を踏まえ、参集方法や参集場所等、効果的かつ合理的な災害対応と、職員の参集時の危険回避のための改善方を、職員の意見を踏まえて検討すること。また、現在職員の自己負担となっている、交通途絶等によりやむを得ず通勤認定ルートを外れて参集した場合の交通費を支給すること。</p>	<p>災害発生に伴う職員の参集等については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>

の先頭に立ってってください。

4. 自動車税全件引継や不動産取得税の課税保留、チェック項目の増加など、業務量が増加しているにもかかわらず、全庁方針に基づく業務量を無視した人員削減が続けられてきました。このことは職員の勤務条件を大きく損なうこととはもとより、正確な事務執行の支障となり、納税者に対する画一的・強権的滞納整理につながる恐れがあります。

業務量の根拠なく削減した人員を回復するとともに、納税者に対する丁寧で真摯な対応と、正確な業務遂行、専門性の継承のために、必要な人員を配置しててください。

5. 市内府税事務所再編については十分な総括を行うとともに、納税者の権利と利便性を保障することが必要です。一貫した業務執行体制の確立と専門性の向上を基に、市内自動車税徴収及び法人二税集中化の抜本的な見直しを行ってください。

6. 全国的に「敷地内禁煙」とされた施設周辺での路上喫煙、受動喫煙が大ききな問題となっています。府民の来庁時、職員の休憩時に利用できる喫煙場所を庁舎敷地内に設置し、分煙を徹底してください。

7. 業務にかかわる以下の事項について改善を求めます。

- ① 電話機に関し、保留機能を完備した電話機に更新すること。ナンバーディスプレイ機能を付加すること。
- ② 個人情報を含む書類の増加が見込まれるので、必要となる保管庫は速やかに設置するなど、安全に管理できる環境を保つこと。
- ③ 備品・事務用品・消耗品については、業務に支障のないように整備充実すること。
- ④ 納税課の冷蔵庫を修理・更新すること。
- ⑤ 地下倉庫の書類入れ替え時の安全対策として、階段台車・スロープ・リフトなど負担軽減策を講じること。

8. 府民センタービルの建て替えを行うこと。また、建て替えが実現するまでの間、次の措置を講じること。

- (1) エレベーターを地下まで延長すること。
- (2) 各執務室・倉庫・書庫を拡充すること。
- (3) 1階執務室のガラス部分の安全対策を講じること。
- (4) 1階執務室の玄関側のブラインドを改善すること。
- (5) 男女別休養室を設置すること。
- (6) 更衣室を執務室近くに配置換えすること。
- (7) 女子更衣室を設置すること。
- (8) 男子更衣室のカーペットを張り替えること。
- (9) 執務室の床面の全面改修を行い、床下配線などにする。また、全面改修の予算が講じられないものによっては、従前どおり破損箇所をその都度補修すること。
- (10) ゴキブリなどの害虫駆除を行うとともに特に使用頻度の高い1階トイレの清掃の徹底と換気を充分にし、清潔さを保つこと。
- (11) トイレ内にも空調をきかせること。
- (12) 止まったままの時計について対処すること。

9. 府民センタービルの活用については、一方的に実施せず組合とも協議すること。